

平成 29 年

第 6 回 定例委員会

会 議 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成 29 年 第 6 回 <input checked="" type="radio"/> 定 例 <input type="radio"/> 臨 時 委 員 会 会 議 録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成 29 年 4 月 25 日 午前・ <input checked="" type="radio"/> 後 <input type="radio"/> 1 時 30 分		佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 3 階 大会議室
閉会日時	平成 29 年 4 月 25 日 午前・ <input checked="" type="radio"/> 後 <input type="radio"/> 2 時 49 分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 委 員	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員	
1 番委員 佐藤 辰夫		中村 友子	
2 番委員 仲川 正道		児玉 勝巳	
3 番委員 金子 眞理			
4 番委員 中村 友子			
5 番委員 児玉 勝巳			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 書記（総務係）濱崎 賢一		社会教育課 課長 越前 範行 世界遺産推進課 文化財室文化財保護係長 大久保 省三	
傍 聴 人	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	有 の 場 合、別 紙 の と お り	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第 27 号 学校医の委嘱に係る専決処理について 議案第 28 号 佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について 議案第 29 号 佐渡市地区公民館分館長の委嘱に係る専決処理について 議案第 30 号 佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について 議案第 31 号 佐渡市公民館分館施設等整備支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について 議案第 32 号 (仮称) 佐渡市文化振興財団設立準備会開催要綱の制定について <その他> 次回臨時会・定例会開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後1時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまから平成29年第6回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第21条の規定により、中村委員と児玉委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。 ・ 次に、議案第27号から議案第30号まで及び報告事項2については人事及び個人情報に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、一括これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ それでは、議案第27号「学校医の委嘱に係る専決処理について」、議案第28号「佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、議案第29号「佐渡市地区公民館分館長の委嘱に係る専決処理について」、議案第30号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」、そして報告事項2、学校の諸問題についてを一括秘密会といたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第2、議案第27号「学校医の委嘱に係る専決処理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ・ 【秘密会】 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第27号「学校医の委嘱に係る専決処理について」は原案どおり承認されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第3、議案第28号「佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ・ 【秘密会】 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第28号「佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について」は原案どおり承認されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第4、議案第29号「佐渡市地区公民館分館長の委嘱に係る専決処理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ・ 【秘密会】 ・ それでは、採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ご

<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<p>ございませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第 29 号「佐渡市地区公民館分館長の委嘱に係る専決処理について」は原案どおり承認されました。 ・ 続いて、日程第 5、議案第 30 号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【秘密会】 ・ それでは、採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第 30 号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」は原案どおり承認されました。 ・ 日程第 6、議案第 31 号「佐渡市公民館分館施設等整備支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市公民館分館施設等の整備支援事業補助金交付要綱については、この事業は平成 22 年度から平成 26 年度にかけて実施しました公民館分館施設等の整備に係る支援事業です。この支援事業につきましては、今後実施する予定がなく、廃止しても問題がないことから、交付要綱を廃止したいというものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑等はございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いします。質疑ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 31 号「佐渡市公民館分館施設等整備支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」は原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採決に異議はありませんが、今後この整備支援が必要になった場合には、また新たに立ち上げるという解釈でよろしいのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今地域の拠点施設等整備事業をやっているので、これを 28、29、30 年度とやる予定でおります。その後必要になれば、また改めて制定したいと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、日程第 7、議案第 32 号「(仮称) 佐渡市文化振興財団設立準備会開催要綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めま

<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡の宝である伝統文化を振興し、市民文化の向上に資するとともに、伝統文化の継承と保存及び佐渡市の地域活性化に寄与することを目的として、佐渡市施政方針並びに教育行政方針に基づき、事務局を社会教育課佐渡学センターとして、佐渡市文化振興財団の設立に向けた準備を進めているところです。平成 30 年度の財団の設立に向け、現在、関係課と庁内検討会議により、財団の設立計画（案）を作成しているところであります。 ・ 資料につきましては 28 ページに伝統（技術・芸能）文化振興計画（案）があります。ご覧いただきたいと思ひます。 ・ 29 ページは財団の設立までのスケジュールです。28 年からあり、29、30、31 年度ということで、ここで設立に向けたスケジュールを説明させて頂いております。要綱の議決をいただいた後、準備会の開催を 6 回程度予定しております。 ・ 30 ページは、財団の組織体制のイメージです。31 ページは財団の目的を達成するための今後の計画を示させて頂いております。要綱の議決をいただいた後、なるべく早い時期に広く有識者の方からのご意見、ご助言をいただく必要があることから、施行期日を公表の日としております。 ・ なお、財団の設立の日をもちまして、この要綱は効力を失うものとなっておりますので、よろしくお願ひします。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまの説明に対する質疑等ございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。 ・ 今日の会議の大変大きなテーマの一つだと考えています。全国の市町村で、こういう伝統文化の継承、発展を目指した文化財団、振興財団というものはいくらあるものでしょうか。また、いろいろなところを参考にされたと思ひますが、どういう団体を、市町村を参考になさったか、教えていただければありがたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内では新潟県の方で振興財団がございまして、長岡、上越もございまして。民間でも振興財団がございまして。民間はその目的をもった振興財団ということになります。島内であれば鼓童文化財団とか、そういうものもありますし、そういう中において我々が今考えているのは 2 つの目的ということで、伝統文化の次世代への継承ということと、その伝統文化の活用というところを主体に置きまして取り組んでいきたいと考えております。いろいろな県とか、それから大きなところになりますと、指定管理をしていたり、文化会館とか、例えばアミューズメント佐渡の会館の指定管理とか、そういうところを主体としてやっている財団もございまして。いろいろな目的をもって財団ができていると思ひます。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・仲川委員 ・越前社会教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろしいでしょうか。 ・ もう 1 件ですが、29 年の 9 月に補正予算を提出すると書いてありますが、大体どのくらいの規模の予定ですか。 ・ 金額については、これから精査をしていきたいと思ひます。今後、

育課長	<p>設立の準備会議がありますので、委員の方々からご意見をいただき、また今後市民の方々からもいろいろなご意見をいただく中で、その全体的なスキームが固まった段階で当然予算というのは決まってくると考えております。その財団の仕組みが決定した段階で、予算を決めていきたいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の段階では雲をつかむような話なんですけれども、大体このくらいとか、そういうものはまだ言える段階ではないのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我々の案というのはありますけれども、まだ公表できるまでの制度というものができていないので、今後その準備会でもんでもらうというようなことを考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 ・ 児玉教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかにいかがでしょうか。 ・ 文言の確認なんですけど、要綱のところに第9条、告示という言葉が出てきますよね。施行期日も告示という。最初の方を見ると、告示という言葉が見当たらないんだけど、これは何かこういった言葉を使うのが常なんですか。告示というのは何か意味がある言葉なんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤井佐渡学センター次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱は、「告示」というものと「訓令」という2つの要素に分かれまして、「告示」は広く市民の方に知っていただくという意味がありますし、「訓令」は内部組織等々の決まりを示す言葉となっております。第1条の方では、この告示は、この要綱はというような格好にする場合もありますけれども、今回の場合につきましてはその部分を、入れたがために正しいとか、入れないが正しいということではありません。今回は趣旨としましては、その要綱がどうのこうのという文言とせず、「告示」であるということを知らしめたいということで案をつくりました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 ・ 藤井佐渡学センター次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く市民に…… ・ 公表しなければならないので。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 ・ 藤井佐渡学センター次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公表するという意味で、意図的に告示と使い分けたと。 ・ はい。訓令というものは内部のことだけですし、告示というのは広く市民に知っていただくという意味があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児玉教育長 ・ 藤井佐渡学センター次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この用例はおかしくないのですね。 ・ おかしくはないです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会の事務決裁規程といういわゆる内部に知らしめるものについては、この訓令に定めるという表現をします。それで、藤井次長が言ったように、内部の組織に知らしめるものと外部、広く市民の皆さんに知っていただくものと使い分けをして、告示と訓令というふうな扱いをしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤井佐渡学センター次長 ・ 児玉教育長 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この規則はというふうに限定されますし、条例については、この条例はというふうに限定します。 ・ わかりました。 ・ 附則のところにも、何か急に法的な感じがするというか、告示は、施行

	<p>するという、こういう文章が続くものですから。意図的な目的をもった表記ですね。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤井佐渡学 センター次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ちょっと用語を1つ教えてください。31 ページ、このチャートの中の伝統文化活用計画の「伝統文化活用レスキュー」とありますね。突然こういう用語が出てきているものですから、これはこういうジャンルではどういう意味で使うんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤井佐渡学 センター次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スキームということの言葉の意味でしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いや、レスキューの方。横の表の時系列の表になりますね。第2期の下のところにあるもの。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴間佐渡学 センター主任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化の活用に当たっては、伝統芸能を想定しています。伝統芸能については、市内の各地に保存団体がありまして、活動している状況なんですが、人数の減少によって、例えばこの人手が足りないとか、うちの団体はこういう役の人が足りないとか、そういう状況で活動ができないというところも見えております。そういうものに対して、財団が仲介に入るといいますか、コーディネート役に入りまして、例えば、ここが足りなければ、違う団体に声をかけて、人をかりてくるとか。そういうことで活動が再開できるというようなことを想定しまして、横文字でわかりにくいんですが、一応そういう活動できることをコーディネートして助けるというようなもので、伝統文化の活用推進していく形を考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると、この財団は互助組織のようなことも果たすということですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴間佐渡学 センター主任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうですね。各地区にある文化団体の取りまとめといいますか、そういう形になれば、団体が活動しやすいのかなと想定しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり承認することに異議はございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第 32 号「(仮称) 佐渡市文化振興財団設立準備会開催要綱の制定について」は原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 8、報告事項です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初めに、ユネスコ世界ジオパークへの申請についてですが、事務局からの説明をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、資料の確認ということで、日本ジオパークの再認定の審査結
<ul style="list-style-type: none"> ・ 越前社会教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、資料の確認ということで、日本ジオパークの再認定の審査結
<ul style="list-style-type: none"> ・ 越前社会教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、資料の確認ということで、日本ジオパークの再認定の審査結

育課長

果の抜粋と29年3月26日に佐渡ジオパーク推進協議会の臨時総会で議決された議案があります。それから、ジオパークの資料ということでパンフレット等がありますので、後ほどご覧いただければと思っております。

- ・ 島外の大学の先生等、あるいは島内の関係団体の方々に作ります佐渡ジオパーク推進協議会というものがあありますが、ここで平成31年の世界ジオパークの認定を目指して、この平成29年4月にその国内推薦書を提出するべく取組を進めてまいりました。
- ・ 平成27年の11月に世界ジオパークがユネスコの正式事業化ということで、今まで支援プログラムということでしたが、一昨年11月にユネスコの正式プログラムということになりました。そのことによりまして、審査の仕組みが大きく変わり、世界の認定時には、より高い、質の高い活動や国際的な役割が求められるようになりました。
- ・ また、3月に世界の審査員を招きまして、佐渡ジオパークが進めている事業の方向性や、それから世界の認定について指導を受けましたが、その中で、世界認定について、こちらが想定しているよりはるかに厳しい状況だということがその時点でわかりました。
- ・ そして、日本ジオパークにつきましても認定基準が厳しくなったということで、今年10月に、現在認定されております日本ジオパークについては、認定後4年に1度の再認定がございます。
- ・ このような状況を踏まえて、こちらの資料ですが、3月26日に佐渡ジオパーク推進協議会の臨時総会を開催しまして、まずは日本ジオパークの再審査に重点を置いて取り組んでいくことについて諮りまして、承認されました。そのときの議案がこの資料になります。
- ・ それから、もう一つの方のこちらの日本ジオパークの再認定の審査結果の抜粋でございます。ジオパークにつきましても、持続可能な社会づくりを理念としていることから、4年に1度実施する再審査という仕組みがございます。これは、日本ジオパーク、それから世界ジオパークも同じで、ともに4年に1回ずつ実施されるものです。平成25年に日本ジオパークの認定を受けました佐渡ジオパークにつきましても、今年秋の再審査を受けます。この審査の結果、取組が不十分な場合は、条件付き認定として、2年後の再々審査を受けなければならないということになります。
- ・ お手元の資料ですが、昨年の再審査の結果の抜粋です。10地域のうち8地域が再認定、それから2地域が条件付きの再認定という結果でした。それで、再認定の8地域のうち、白滝ジオパーク、それから伊豆半島のジオパークですが、これは2年前に条件付き認定となった地域で、今回再認定となったということです。
- ・ それから、資料の下のところですが、ユネスコ世界ジオパークの2地域の審査結果の抜粋です。国内の先駆的な地域としてジオパークを引っ張っております糸魚川のユネスコ世界ジオパークにつきましても、審査の結果、再認定となりましたが、ボトムアップ、つまり住民主体の活動が足りないとの指

<p>・佐藤委員長</p> <p>・越前社会教育課長</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・越前社会教育課長</p>	<p>摘を受けております。同じく島原半島ユネスコ世界ジオパークは、審査の結果、地域全体での情報共有が不足、それからジオパークを使ってこの地域をどうしていきたいのかが関係者の中で十分認識されていないなどの指摘があることから、世界ジオパークであっても条件つき認定となったということでございます。</p> <p>・ 以上のように、近年、各ジオパークも質の維持をするために、世界ジオパークに認められた地域であっても課題が指摘されるなど、厳しい状況になっているということでございます。このような状況の中で、佐渡ジオパークとしましては、何回も言いますけれども、10月に行われます日本ジオパークの再審査に重点を置いて取り組んでいきたいというふうに思っております。</p> <p>・ ただいまの報告についてご質問でございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>・ 質問1つさせていただきます。改めて、認定されても再審査があるというのはなかなか厳しいですね。それと同時に、ボトムアップ、それから地域全体での情報の共有不足というのを指摘されておりますが、佐渡市の場合はその点についてはどういうふうにとめておられますか。</p> <p>・ 我々平成25年の9月のときに認定を受けたときに、課題というのが出ておまして、この課題の解決をするということが一番重要だと思っております。その中で、例えば情報発信とか、それから旅行商品をつくるとか、それから商品開発とか、地域をどう巻き込んでいくかということも非常に重要なことです。佐渡は広いので、これも一遍にやるということとはなかなか難しいため、まずモデル地区をつくりながら、そこを一つのクラスター的な部分で核として、だんだん増やしていくというような形のものでやっていきたいと思っております。そういうことで、地域づくりのところから進めていきまして、いろいろな関係者を巻き込んで、皆さんでジオパークという一つの道具を使って地域を元気にしていくというところにつなげていきたいと考えております。</p> <p>・ ありがとうございます。</p> <p>・ これまで教育基本計画についても、世界的な3資産という言葉が話題になったわけですがけれども、このジオパークの認定について、世界的3資産という言葉は、どちらかというとなら効果的ではないという意味で書いてあるんですね。この用語を断定的な用語として広げるのは、このジオパークについては余り有効ではないと、そういう認識なんですか。</p> <p>・ それが佐渡市としてしっかりと世界的3資産という言葉が理解されて、それをしっかりと外に発信するにおいて説明がしっかりできればいいですよという中で、その世界的3資産という言葉がひとり歩きするおそれがあるということで、そこは出し方とかを含めて注意した方がよろしいんじゃないですかということも含めてこれを書いたと思っております。要は世界的3資産が佐渡にあるんだと、もう既にあるんだというような誤解をされるということもあるので、そのところが、佐渡には世界的3資産がありますとかと</p>
----------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 	<p>というような言葉がネットとかに出てくると、いかにももう既にとっているというようなことも誤解されることがあるので、そこは注意した方がよろしいんじゃないですかということです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難しいね。簡単に言うと、先走るなということなんでしょうね。 ・ そこは、佐渡市としてその言葉の使い方というところをしっかりと考えたほうがいいんじゃないですかということもあつた、あるようにも受け止めています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答えにくそうけども、私はみんながこの言葉を使った方が効果的だと思っている人間なもんですから。 ・ キャッチコピーとして考えれば、我々このキャッチコピーとして考えればこれでいいと思うんですけども、それを外部の方々が見たときにどういうふうに判断されるかということなので、出し方として佐渡市としてこれをうまく使っていかということもあろうかなと思います。いずれにしてもジオパークの中では、ここではどっちかという否定的なことだと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 ・ 委員全員 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。 ・ 質疑なし。 ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ それでは続いて、学校の諸問題について、事務局の説明を求めます。 ・ 【秘密会】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 ・ 吉田学校教育課長 ・ 佐藤委員長 ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、報告事項は以上ですが…… ・ 委員長、追加がございます。今資料をお配りします。 ・ それでは、お願いします。 ・ よろしく申し上げます。昨日佐渡市議会臨時会が開催されました。今回から、直接市長が教育長を選ぶこととなります。教育長の任命としまして渡邊尚人氏、あと教育委員としまして信田恵子氏がそれぞれ議会の同意を得て、5月8日付で教育長及び教育委員に就任いたします。略歴等につきましては、これでご確認いただきたいと思います。新教育長の任期は3年になります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特によろしいですか、これは。 ・ ほかに事務局から何かありますか。よろしいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 吉田学校教育課長 ・ 佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これで佐渡市教育委員会も新しい新教育長のシステムになるわけですね。 ・ そうです。5月8日からなります。 ・ それでは次に、日程第9、次回の定例会の開催日についてですが、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回につきまして、まず臨時会が5月8日にありますが、5月の定例会につきましては5月8日の新しい委員さんを含めたなかで決定したいと思います。5月29、30、31の3日間で決めたいと思います。5月の8日の日に正式な日程は決めたいと考えております。以上です。

<ul style="list-style-type: none">・佐藤委員長	<ul style="list-style-type: none">・ それでは、以上で平成 29 年第 6 回佐渡市教育委員会定例会を閉会します。・ 定例教育委員会を終了した。 <p style="text-align: right;">午後 2 時 49 分終了</p>
--------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------